

29. (Gno.76)オーストリア共和国法の比較法的研究

代表: 鈴木 博人

2016/02/16(承認)2016 年度(開始)

【研究の目的】

日本では、ドイツ法との比較法研究は広範かつ深く行われている。これに対して、ドイツ語圏の他の諸国についての研究は必ずしも十分に行われているとは言えない。本研究では、同じくドイツ語圏とはいいながら、ドイツ法とは異なる多くの要素をもつオーストリア法について、公法・私法の枠組を超えて総合的に研究することにより同国法の情報を広く収集するとともに、ドイツ法等も視野に入れた日本法との比較法研究を行う。